



平成 20 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノシステムズ  
代表者名 代表取締役 林 正幸  
(コード番号 2456)  
問合せ先  
役職・氏名 常務取締役 谷口 光  
電 話 046-278-3650

### 著作権侵害差し止め等の調停申立の提起に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 24 日、ケイエフジィジャパン株式会社及び伊藤里美（菊池里美を名乗ることもある）を相手方として、著作権侵害差し止め等の調停申立を大阪簡易裁判所に提起いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 差し止めの原因及び調停申立に至った経緯

当社は、平成 20 年 7 月 25 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」及び平成 20 年 7 月 29 日付「訴訟の提起に関するお知らせの一部訂正」にてお知らせいたしましたとおり、KIKUCHI FINANCIAL GROUP INC.（以下「KFG」と言います。）に対して損害賠償を求める訴訟をカナダ国ブリティッシュコロンビア州最高裁判所に提起し、現在係属中です。

その後の当社の調査によれば、当社が KFG から指定されたレンタルサーバーの借主は、ケイエフジィジャパン株式会社（以下「ケイエフジィ」と言います。）の代表取締役である伊藤里美（KFG の専務取締役でもある）であり、ケイエフジィが当該レンタルサーバーへのアクセスパスワードを変更して、当社に所有権がある「データベースシステム」に当社がアクセスすることを不可能にし、当該「データベースシステム」を自社で実質的に所有する状態にしていることが判明しました。これは KFG とケイエフジィが一体となって行ったものであると言え、その責任は重大であります。

当社は、ケイエフジィに対して、著作権保護のためにレンタルサーバー上から「データベースシステム」を削除することを内容証明郵便等で要求しましたが、全く応じようとしませんでした。当社は、平成 20 年 8 月末までは「データベースシステム」がレンタルサーバー上に存在することを確認していますが、その後は存在を確認できず、他へ移動された可能性があります。この状況では、当社のソフトウェアの著作権が正当に保護されている保証はありません。

なお、伊藤里美は、レンタルサーバーの借主は自分であり、ケイエフジィは関係ない旨主張していますが、共謀している可能性が大きいため、当社は、両者を相手方として調停申立を提起いたしました。

## 2. 調停申立を提起した相手

### (1) 相手会社

1) 社 名 ケイエフジィジャパン株式会社

2) 所在地 大阪府大阪市中央区島町1丁目2番12号 グランシス天満橋 1510

3) 代表者 代表取締役 伊藤里美

(2) 相手方 伊藤里美 (菊池里美を名乗ることもある)

## 3. 当該調停申立の内容

(1) 相手方らは、当社が所有するプログラムの著作物につき、著作権法第112条1項に基づき、同プログラムの使用、保存、複製、改造などの一切の行為をしてはならない。

(2) 相手方らは、当社が所有するプログラムの著作物につき、著作権法第112条2項に基づき、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物又はもっぱら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄、その他の侵害行為の停止又は予防に必要な措置をとる。

## 4. 今後の見通し

本調停申立が当期の業績に及ぼす影響は軽微です。

以 上